

令和2年5月26日

保護者の皆様

国分寺市 子ども家庭部  
子ども子育て事業課長 本多 美子

### 「緊急事態宣言」解除後の保育所等の対応について

日頃より国分寺市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
このたびは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご家庭での保育について、多くの保護者の皆様にご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年5月25日に、東京都が発令されていた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が解除されました。

「緊急事態宣言」の解除により、社会・経済活動が再開に向けて動き出します。これに伴い、国及び東京都においても感染の予防に留意したうえで、保育所等を原則として開所することを求めています。一方で、新型コロナウイルス感染症は終息したわけではなく、各園では、手洗い、消毒、換気及び「3密（密閉、密集、密接）」を避ける工夫を行うなど、感染の予防・拡大防止の取組を実施しておりますが、感染のリスクをゼロにすることは難しい状況にあります。

これらの状況を踏まえ、本市では、引き続き感染症対策の徹底を図りながら、通常保育の再開に向けて、下記のとおり段階的に受け入れを拡大してまいります。

保護者の皆様には、多大なご負担をおかけすることになりますが、今後とも安全で安心な保育のため、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 今後の対応

##### (1) 6月1日(月)から6月30日(火)までの対応

- ① これまでの受け入れ対象家庭の制限のある登園自粛は5月31日(日)をもって終了します。
- ② 6月1日(月)から6月30日(火)までは、お仕事が休みなど自宅で保育が可能な場合は、できる限り家庭保育のご協力をお願いいたします。(※)

また、これまでご提出いただいていた「保育利用届出書」の提出は不要となりますが、急な生活環境の変化による園児のストレス軽減のため、可能な範囲

で日数や時間を徐々に増やすなどの段階的な登園をお願いします。

※なお、この家庭保育の願いは、必要な保育をお断りするものではありませんので、以下のようなご事情のある場合は、登園ができます。

イ) 緊急事態宣言の解除等により、通勤しなくてはならない場合（職種の制限はありません）

ロ) 在宅勤務であっても就労しながらの自宅保育が難しい場合

ハ) ひとり親など経済的な事情で仕事を休むことができない場合

ニ) 疾病等の理由で保育が必要な場合

ホ) 令和2年7月1日に復職をするため、慣らし保育が必要な場合

その他保育が必要なご事情がある場合には、園とご相談ください。

## (2) 7月1日(水)以降の対応

**感染の状況等を踏まえ、通常の保育を再開**いたします。

\*感染の拡大等により、再度自粛要請等を行う場合があります。

## (3) その他

保育所等において、新型コロナウイルス感染者が確認された場合には、原則として一部又は全部を臨時休園することになりますので、園児又は家族が体調不良の場合は、登園を控えるようお願いします。

## 2. 利用者負担額の取扱い

6月分の利用者負担額については、ご自宅での保育にご協力いただいた場合には登園日数に応じて日割り計算をいたします。また、令和2年6月1日(月)から6月30日(火)までの1カ月間、登園を自粛される予定の方は、市子ども子育てサービス課へ6月15日(月)までにご連絡ください。

なお、登園自粛をお願いしている4月から6月までの期間で、自粛にご協力いただき還付額が発生した方については、原則令和2年9月以降の利用者負担額に充当いたします。

以上

今後変更等がございましたら、市のホームページにて公開いたします。

最新の情報はホームページをご覧くださいよう願いたします。

国分寺市ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/smp/index.html>



新型コロナウイルス関連情報 | 国分寺市

QRコード

### 【お問合せ先】

●保育所等の運営に関すること

国分寺市子ども家庭部子ども子育て事業課

☎042-325-0111 (内線 465)

●利用者負担額に関すること

国分寺市子ども家庭部子ども子育てサービス課

☎042-325-0111 (内線 383)